

市場取引監視委員会規程

市場取引監視委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第111条の規定に基づき、東京工業品取引所(以下「本所」という。)に市場取引監視委員会(以下「委員会」という。)を設置し、委員会の組織及び権限その他必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の権限等)

第2条 委員会は、本所の商品市場における取引の方法、管理その他本所の業務の運営について、理事長からの諮問を受け、又は理事長に対して意見を述べることができる。

2 委員会は、理事長に対し、本所の有する市場情報等の提供を求めることができる。

3 委員会は、理事長に対して第1項の意見に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(組織、委員の委嘱等)

第3条 委員会は、委員3人以上をもって組織し、そのうちから委員長1人を互選する。

2 委員は、商品市場における取引について学識経験を有する者のうちから理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3 在任中の委員は、上場商品構成物品等(商品取引所法(昭和25年法律第239号。以下「法」という。)第15条第1項第1号に規定する上場商品構成物品等をいう。)の取引に関係のある事業者団体と関係を持ち、又は商品市場における取引等(商品清算取引を除く。)の委託を受けること又は商品市場における取引を業として営む企業の役員、顧問若しくは評議員となり、直接間接に当該企業の経営に参加し、当該企業から反対給付を受け、又は当該企業に投資することができない。

4 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となり会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の補充)

第5条 委員に欠員が生じたときは、遅滞なく、理事長は、理事会の同意を得てこれを補充する。この場合、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の身分保障)

第6条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されない。

法第15条第2項第1号イからルまでのいずれかに該当することとなったとき。

委員会により、心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(解任)

第7条 理事長は、委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を解任しなければならない。

(会議)

第8条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席した委員のうち過半数の賛成をもってこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員会の開催)

第9条 委員会は、原則として年4回開催する。ただし、委員長は委員からの要求があったときは、委員会を招集しなければならない。

(秘密保持)

第10条 委員長若しくは委員又はこれらの職にあった者は、その職務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

(意見の尊重)

第11条 理事長は、意見を受けたときはこれを尊重しなければならない。

(主務大臣への報告)

第12条 理事長は、委員会から提言された内容を主務大臣に報告するものとする。

(議事録)

第13条 委員会は、議事録を作成し、審議に要した関係書類と共にこれを本所の事務局に保存させる。

附則

平成17年3月15日開催の理事会において議決された変更後のこの規程は、経済産業大臣の認可の日(平成17年4月25日)から施行し、平成17年5月1日から実施する。